

山形市開発行為の規制等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、この市の開発行為の規制等に関し、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成13年規則34号〕

(開発許可の申請)

第2条 開発許可（法第29条第1項又は第2項の規定による許可をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、開発行為許可申請書（省令別記様式第2又は別記様式第2の2）に、法第30条第2項及び省令第17条第1項に定める図書のほか、次に掲げる図書（開発区域の面積が0.3ヘクタール未満の開発行為又は主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為若しくは主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為であって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものにあっては、第3号に掲げる書類を除く。）を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 開発区域となる土地の登記事項証明書、字限図、求積図及び現況写真又はこれらに類する図書
- (2) 申請者及び工事施行者の住民票の写し（当該申請者及び工事施行者が法人である場合は、登記事項証明書）又はこれに類する書類（工事施行者に係る書類にあっては、法第33条第1項第13号に規定する能力があることを要す開発行為を行う場合に限る。）
- (3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄又は右欄に掲げる書類（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書の規定に該当する者にあっては、工事施行者の項イに掲げる書類を除く。）

区分	法人	個人
申請者	ア 定款 イ 事業経歴書	資産に関する調書
工事施行者	ア 事業経歴書 イ 建設業の許可を受けていることを証する書類	ア 事業経歴書 イ 建設業の許可を受けていることを証する書類

- (4) 法第33条第1項第14号に規定する同意者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- (5) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書
- (6) その他市長が必要と認める図書

- 2 前項第3号の資産に関する調書及び事業経歴書は、それぞれ別記様式第1号、別記様式第2号によるものとする。
- 3 第1項第5号の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要書は、別記様式第2号の2によるものとする。
- 4 法第30条第1項第3号の規定に基づく省令第16条第2項の設計説明書は、別記様式第3号によるものとする。
- 5 省令第17条第1項第3号の相当数の同意を得たことを証する書類は、別記様式第4号によるものとする。
- 6 省令第17条第1項第4号の設計資格を有する者であることを証する書類は、別記様式第5号によるものとする。
- 7 市長は、申請者に対し、法第35条第1項の規定に基づく処分をしたときは、許可の処分にあつては開発行為許可通知書（別記様式第5号の2）により、不許可の処分にあつては開発行為不許可通知書（別記様式第5号の3）により通知するものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号〕

(既存の権利者の届出)

第3条 法第34条第13号の規定により既存権利の届出を行おうとする者は、既存権利届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・29年29号〕

（国の機関又は都道府県等が行う開発行為の協議）

第3条の2 法第34条の2第1項の規定により開発行為についての協議を行おうとする者は、開発行為協議書（別記様式第6号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の開発行為協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 法第30条第2項及び省令第17条第1項に定める図書

（2） 第2条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる図書

3 第2条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

4 市長は、第1項の協議を行った者に対し、当該協議が成立したときは開発行為協議成立通知書（別記様式第6号の3）により、成立しなかったときは開発行為協議不成立通知書（別記様式第6号の4）により通知するものとする。

追加〔平成24年規則20号〕、一部改正〔平成29年規則29号〕

（開発行為の変更の許可の申請）

第4条 法第35条の2第1項の規定により開発行為の変更の許可を受けようとする者は、開発行為変更許可申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、省令第28条の3に定める図書のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 第2条第1項各号に掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの

（2） その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の許可をしたときは、申請者に対し、開発行為変更許可通知書（別記様式第7号の2）により通知するものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成15年規則3号・24年20号・29年29号〕

（国の機関又は都道府県等が行う開発行為の変更の協議）

第4条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により協議を行おうとする者は、開発行為変更協議書（別記様式第7号の3）を市長に提出しなければならない。

2 前項の開発行為変更協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 省令第28条の3に定める図書

（2） 第2条第1項第1号及び第4号から第6号までに掲げる図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの

（3） その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し、開発行為変更協議成立通知書（別記様式第7号の4）により通知するものとする。

追加〔平成24年規則20号〕、一部改正〔平成29年規則29号〕

（工事着手の届出）

第5条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手しようとするときは、現場管理者を定め、工事着手届出書（別記様式第8号）に主要な工事行程表及び現況写真を添付して市長に提出しなければならない。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成13年規則40号・15年3号・24年20号・29年29号〕

（許可標識の掲示）

第6条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手する日から法第36条第3項に規定する工事完了公告の日までの間、開発区域内の公衆の見やすい場所に、開発行為許可標識（別記様式第9号）を掲示しなければならない。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成15年規則3号〕

（変更の届出）

第7条 法第35条の2第3項の規定により届出を行おうとする者は、市長が必要と認める書類を添付した開発行為等変更届出書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 開発許可を受けた者は、開発許可を受けた日から工事完了公告の日までの間に、次に掲げる事項に変更があった場合は、遅滞なく、開発行為等変更届出書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するとともに、前条の開発行為許可標識を修正しなければならない。

（1） 開発行為者の氏名若しくは名称又は住所（開発行為者が法人である場合は、代表者の氏名若

しくは商号又は住所)

(2) 設計者の氏名又は住所

(3) 現場管理者の氏名又は住所

(4) 主たる事務所の所在地

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成15年規則3号・24年20号・29年29号〕

(工事完了の届出)

第7条の2 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事又は当該工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（省令別記様式第4号）又は公共施設工事完了届出書（省令別記様式第5号）に当該工事の完成図を添付して市長に届け出なければならない。

追加〔平成29年規則29号〕

(工事完了の公告)

第8条 省令第31条の規定による工事完了の公告は、同条に定める事項を記載した書類を山形市公告式条例（昭和25年市条例第23号）第2条第3項に規定するこの市の掲示場に掲示して行うものとする。

一部改正〔平成11年規則25号・12年33号・13年34号・15年3号〕

(工事完了公告前の建築等の承認申請)

第9条 工事完了公告の日前において、法第37条第1号に規定する工事用の仮設建築物等以外の建築等の承認を受けようとする者は、工事完了公告前建築等承認申請書（別記様式第11号）に次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 建築物又は特定工作物（以下この条において「建築物等」という。）の敷地の位置及び区域を表示する図面

(2) 敷地内における建築物等の位置を表示する図面（縮尺500分の1以上とする。）

(3) 建築物等の平面図及び立面図（縮尺200分の1以上とする。）

(4) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に対し、工事完了公告前建築等承認通知書（別記様式第11号の2）により通知するものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成15年規則3号・29年29号〕

(開発行為に関する工事の廃止等の届出)

第10条 開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事を廃止したときは、遅滞なく、開発行為に関する工事の廃止の届出書（省令別記様式第8号）に、当該工事を廃止した日現在における現況写真及び開発行為の廃止に係る措置説明書（別記様式第12号）を添付し、市長に提出しなければならない。

2 開発許可を受けた者は、開発行為を中止し、又は再開しようとするときは、遅滞なく、開発行為の中止（再開）届出書（別記様式第13号）に現況写真を添付して市長に提出しなければならない。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成15年規則3号・29年29号〕

(用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請)

第11条 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項又は第35条の2第4項において準用する場合に限る。）の規定により市街化調整区域内における建築物の建築の許可を受けようとする者は、市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書（別記様式第14号）に第9条各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し、市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書（別記様式第14号の2）により通知するものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成13年規則40号・15年3号・29年29号〕

(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第12条 法第42条第1項ただし書の規定により開発許可を受けた開発区域内の土地における予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は予定建築物以外の建築物となる建築物の改築若しくは用途の変更の許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書（別記様式第15号）に第9条各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し、予定建築物等以外の建築等許可通知書（別記様式第15号の2）により通知するものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成15年規則3号・29年29号〕

（国の機関又は都道府県等が行う予定建築物等以外の建築等の協議）

第12条の2 法第42条第2項の規定により同条第1項ただし書の規定による許可があったものとみなされる場合における当該許可を受けた開発区域内の土地における予定建築物等以外の建築物若しくは特定工作物の新築若しくは新設又は予定建築物以外の建築物となる建築物の改築若しくは用途の変更の協議を行おうとする者は、予定建築物等以外の建築等協議書（別記様式第15号の3）を市長に提出しなければならない。

2 前項の予定建築物等以外の建築等協議書には、第9条各号に掲げる図書を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し、予定建築物等以外の建築等協議成立通知書（別記様式第15号の4）により通知するものとする。

追加〔平成24年規則20号〕、一部改正〔平成29年規則29号〕

（市街化調整区域内における建築等の許可申請）

第13条 法第43条第1項の規定により、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の新設、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設の許可を受けようとする者は、建築物の新設、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書（省令別記様式第9）に省令第34条第2項に定める図書のほか、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（1）敷地となる土地の登記事項証明書、字限図、土地利用計画の内容を明示した図面、求積図及び現況写真又はこれらに類する図書

（2）申請者の住民票の写し（当該申請者が法人である場合は、登記事項証明書）又はこれに類する書類（工事施行者に係る書類にあっては、法第33条第1項第13号に規定する能力があることを要す開発行為を行う場合に限る。）

（3）敷地となる土地又はその土地にある建築物その他の工作物につき、当該建築等の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得たことを証する書類

（4）前号に規定する同意をした者の印鑑証明書

（5）その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号の土地利用計画の内容を明示した図面には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。

3 第1項第3号の書類は、別記様式第4号によるものとする。

4 市長は、申請者に対し、第1項の許可をしたときは建築行為許可通知書（別記様式第15号の5）により、同項の許可をしないときは建築行為不許可通知書（別記様式第15号の6）により通知するものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成15年規則3号・19年52号・24年20号・29年29号・令和3年61号〕

（市街化調整区域内における国の機関又は都道府県等が行う建築等の協議）

第13条の2 法第43条第3項の規定により、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設の協議を行おうとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議書（別記様式第15号の7）を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）省令第34条第2項に定める図書

（2）前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる図書

3 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による図書の添付について準用する。

4 市長は、第1項の協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議成立通知書（別記様式第15号の8）により通知するものとする。

追加〔平成24年規則20号〕、一部改正〔平成29年規則29号〕

（開発許可に基づく地位承継の届出）

第14条 法第44条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者は、地位の承継後遅滞なく、地位

承継届出書（別記様式第16号）に当該地位を承継したことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成13年規則40号・15年3号・29年29号〕

（開発許可に基づく地位承継の承認申請）

第15条 法第45条の規定により開発許可に基づく地位の承継の承認を受けようとする者は、開発許可地位承継承認申請書（別記様式第17号）に、次に掲げる図書（当該承認を受けようとする者の行う開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の許可を要するものを除く。）又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの（当該開発行為に関する工事が当該許可を要するものを除く。）である場合にあっては、第2号に掲げる書類を除く。）を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる書類（工事施行者に係る書類を除く。）

（2） 省令第16条第5項に規定する資金計画書

（3） 土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類

2 市長は、前項の承認をしたときは、申請者に対し、開発許可地位承継承認通知書（別記様式第17号の2）により通知するものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成13年規則40号・15年3号・24年20号・29年29号〕

（開発登録簿）

第16条 法第46条の開発登録簿（以下「登録簿」という。）の様式は、別記様式第18号によるものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成13年規則40号・15年3号〕

（開発登録簿の写しの交付請求）

第17条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付請求書（別記様式第19号）を市長に提出しなければならない。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成13年規則40号・15年3号〕

（適合証明書の交付申請）

第18条 省令第60条の規定による証明（法第53条第1項の規定に係るものを除く。）を申請しようとする者は、開発行為等適合証明申請書（別記様式第20号）に、次に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 位置図

（2） 現況図

（3） 土地利用計画図

（4） 敷地求積図

（5） 建築物平面図及び立面図

（6） 当該土地の公図の写し

（7） その他市長が指示する図書

2 市長は、申請者が行おうとする開発行為等の計画が法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合しているときは、申請者に対し、開発行為等適合証明書（別記様式第20号の2）を交付するものとする。

全部改正〔平成29年規則29号〕

（非該当証明の交付申請）

第18条の2 行おうとする開発行為等の計画が開発許可又は法第43条第1項の許可を要しないこと（以下「非該当」という。）の証明を申請しようとする者は、開発行為等非該当証明申請書（別記様式第20号の3）に、前条第1項各号に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請者が行おうとする開発行為等の計画が非該当であるときは、申請者に対し、開発行為等非該当証明書（別記様式第20号の4）を交付するものとする。

追加〔平成29年規則29号〕

（身分証明書の様式）

第19条 法第82条第2項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第21号によるものとする。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成13年規則40号・15年3号〕

（書類の提出部数）

第20条 法、政令、省令及びこの規則の規定により市長に提出する申請書及びこれに添付する図書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。ただし、第17条の規定による開発登録簿の写しの交付申請書にあっては、正本1部とする。

一部改正〔平成11年規則25号・12年33号・13年34号・40号・15年3号・29年29号〕

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、この市が行う開発行為の規制等に関する手続等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

追加〔平成24年規則20号〕

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月24日規則第29号）

この規則は、平成5年2月25日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第16号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第34号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月8日規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（山形市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部改正）

2 山形市開発登録簿の閲覧等に関する規則（昭和62年市規則第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成15年3月10日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（山形市開発登録簿の閲覧等に関する規則の一部改正）

2 山形市開発登録簿の閲覧等に関する規則（昭和62年市規則第21号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成19年11月29日規則第52号）

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年5月31日規則第29号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の山形市開発行為の規制等に関する規則（以下「改正前規則」という。）の規定により提出された申請、届出、協議及び請求に係る書類は、この規則による改正後の山形市開発行為の規制等に関する規則の規定により提出された申請、届出、協議及び請求に係る書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に残存する改正前規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年4月1日規則第61号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

資 産 に 関 す る 調 書

年 月 日

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話 番 号

設 立 年 月 日	年 月 日	資 本 金	千円			
法 令 に よ る 登 録 等						
従 業 員 数	人（うち土木建築関係技術者 人）					
前 年 度 事 業 量	千円	資 産 総 額	千円			
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税 千円	事業税	千円			
主たる取引金融機関						
工事管理者の住所及び氏名						
役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
			歳	年		
宅 地 造 成 経 歴	工事の名称	工事施行者	工事施行場所	面 積	許認可の年月日及び番号	着工及び完了の年月
				m ²	第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了
					第 年 月 日号	年 月着工 年 月完了

(注)「法令による登録等」の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所
所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入すること。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成24年規則20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第2号（第2条関係）

事業経歴書

年 月 日

申請者 住所
 工事施行者 氏名又は名称
 及び代表者氏名
 電話番号

設立年月日	年 月 日		資本金	千円		
法令による登録等						
従業員数	事務	技術	労務	計		
	人	人	人	人		
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税		千円	事業税	千円	
主たる取引金融機関						
建設業法第26条による主任技術者の住所及び氏名						
技術者略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴その他	
			歳	年		
宅地造成工事等施行経歴	発注者	元請、下請 の別	工事施行場所	面積	許可年月日	完了年月
				m ²	年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月
					年 月 日	年 月

(注) 1 申請者及び工事施行者の別については該当する方に○を付け、それぞれ別業とすること。

2 「法令による登録等」の欄には、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者の免許、建築士法による建築士事務所の登録、建設業法による建設業者の登録等について記入すること。

様式第 2 号の 2（第 2 条関係）

宅地造成及び特定盛土等に関する工事の概要書

1 設計者の住所及び氏名					
2 土地の所在及び地番 (土地の代表地点の緯度・経度)		(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
3 土地の面積		m ²			
4 盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
5 土地の地形		溪流等への該当 有・無			
工事の内容	(1) 盛土又は切土の高さ	m (盛土又は切土により崖を生ずる場合は、崖の高さ m)			
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	m ² (厚さ 30 c mを超える盛土又は切土を行う部分の面積 m ²)			
	(3) 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³		
		切 土	m ³		
	(4) 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
				m	m
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
				m	m
	(6) 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				c m	m
				c m	m
	(7) 崖面の保護の方法				
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法					
(9) 工事中の危害防止のための措置					
(10) その他の措置					
(11) 工程の概要					
7 その他必要な事項					

備考

1 1 の欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。

- 2 2 の欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 3 4 の欄は、盛土を行う場合は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 4 5 の欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 5 7 の欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成24年規則20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第3号（第2条関係）

設 計 説 明 書

施行地区名							
設計の方針							
工 区 の 区 分	工区別	地 番	面 積 (平方メートル)		工事着工予定年月日	工事完了予定年月日	
	第1工区				年 月 日	年 月 日	
	第2工区				年 月 日	年 月 日	
	第3工区				年 月 日	年 月 日	
	第4工区				年 月 日	年 月 日	
開 発 区 域 内 の 土 地 の 現 況	地 目 別 概 要	地 目	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計
		面 積 (平方メートル)					
		割 合 (パーセント)					100パーセント
	所 有 者 別 概 要	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計
		面 積 (平方メートル)					
		割 合 (パーセント)					100パーセント

			土 地 利 用 計 画 別									計
			住 宅			公 共 施 設 用 地					その他の用地	
			住宅用地	公益的施設用地	その他	道路用地	公園用地	緑地広場用地	水路用地	その他		
土 地 利 用 計 画	工 区 別	第Ⅰ工区	面 積 (平方メートル)									
			割 合 (パーセント)									
			番 号									
		第Ⅱ工区	面 積 (平方メートル)									
			割 合 (パーセント)									
			番 号									
		第Ⅲ工区	面 積 (平方メートル)									
			割 合 (パーセント)									
			番 号									
		第Ⅳ工区	面 積 (平方メートル)									
			割 合 (パーセント)									
			番 号									
	小計	面 積 (平方メートル)										
		割 合 (パーセント)									100パーセント	
	合計	面 積 (平方メートル)										
		割 合 (パーセント)									100パーセント	
公 の 整 備 計 画	排 水 施 設			(洪水調整池 其他)								
	給 水 施 設			(消防水利：消火栓 基、貯水槽 基、その他)								
	電 気 施 設											
	ガ ス 施 設											
	そ の 他											
公 の 整 備 計 画												

- (注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的、設計の設定に関する方針等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 「工区の区分」の欄及び「土地利用計画」の欄の「工区別」は、開発区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、別に工区区分図を添付すること。
- 3 「割合」の欄には、開発区域の総面積に対する当該面積の比率を記入すること。

1 新たに設置される公共施設

種 類	番 号	概 要			管理者	用地の帰属	摘 要
		幅 員 寸 法	延 長	面 積			
		メートル	メートル	平方メートル			

2 都市計画法第40条第1項の規定が適用される場合における公共施設

種類	番号	概 要			従前の公共施設		新たな公共施設		摘 要
		幅員寸法	延 長	面 積	管理者	用地の帰属	管理者	用地の帰属	
		メートル	メートル	平方メートル					

3 既存の公共施設であつて、存続するもの

種 類	番 号	概 要			管 理 者	用地の帰属	摘 要
		幅 員 寸 法	延 長	面 積			
		メートル	メートル	平方メートル			

権 利 者 の 同 意

開発許可（建設等）の申請者 住 所 _____

氏名又は名称 _____

開発区域に含まれる地域の名称 _____

用途と面積 _____ m^2

上記に係る開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施については、異議がないので同意します。

権利の対象物	権利の対象物の所在	権利の種類	同意年月日	権利者の住所及び氏名又は名称	印
()					
()					
()					
()					
()					

- （注） 1 「権利の対象物」の欄には、土地又は建築物若しくは工作物等の別を記入し、
 （ ）内には、土地については地目を、建築物及び工作物については用途を記入すること。
- 2 「権利の種類」の欄には、所有権、賃借権その他の権利を記入すること。
- 3 同意書の押印については、印鑑証明書を添付すること。

全部改正〔平成29年規則29号〕

様式第5号（第2条関係）

設 計 者 資 格 証 明 書

年 月 日

（宛先）山形市長

設計者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

都市計画法施行規則第19条に規定する資格については、下記のとおりです。

記

最終学歴	学 校 名	学部科名	在学期間		所 在 地		卒業・中退 の 別
			年 月 月				
主 な 実 務 経 歴	勤 務 先	所 在 地	在 職 期 間		職 名	職 務 内 容	
			年月～年月	年数			
主 な 設 計 経 歴	事 業 主 名	工事施行者	工事施行場所		面 積	年 月 日	
建士 築法に よる 技資格	資格内容	取得年月日	取 得 場 所		登録及び合 格番号	※ 照 合 印	
※該当資格		都市計画法施行規則第19条第1号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、第2号					

（注）※欄は、記入しないこと。

開 発 行 為 許 可 通 知 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった開発行為の施行（受付番号第 号）については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

（許可番号 第 号）

記

- 1 申請地
- 2 面積・用途
- 3 区域・地区
- 4 許可の条件

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条及び都市計画法第50条の規定に基づき、山形市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

追加〔平成29年規則29号〕

様式第5号の3（第2条関係）

山形市指令 第 号

開 発 行 為 不 許 可 通 知 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった開発行為（受付番号第 号）については、次の理由により不許可としたので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

記

不許可の理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条及び都市計画法第50条の規定に基づき、山形市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

追加〔平成29年規則29号〕

様式第6号（第3条関係）

既 存 権 利 届 出 書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

都市計画法第34条第13号の規定による権利を届け出ます。

1 届 出 者 の 職 業 (法人の場合は、業務内容)			
2 届 出 に 係 る 土 地 の 名 称			
3 届出に係る土地の地目及び面積			
4 権利の種類及び内容	種 類		
	内 容		
5 権 利 の 取 得 年 月 日		年 月 日	
6 権 利 を 有 し て い た 目 的			
7 予 定 建 築 物 等 の 用 途			
8 市街化調整区域内に決定又は変更された年月日		年 月 日	
※ 整 理 番 号		※ 受 付 欄	
※ 管轄市町村名			
※ 備 考			

（注） 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 6 欄には、土地の利用に関する所有権以外の権利（地上権、借地権等）を有する場合にのみ記入すること。

3 6 欄及び7 欄には、具体的な目的及び用途を記入すること。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第6号の2（第3条の2関係）

開 発 行 為 協 議 書

都市計画法第34条の2第1項の規定により、開発行為について協議します。

年 月 日

（宛先）山形市長

協議者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住又は業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号	
※ 協議成立に付した条件		
※ 協 議 成 立 番 号	年 月 日 第 号	

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「8 法第34条の該当号及び該当する理由」の欄には、協議に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 3 「9 その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

追加〔平成24年規則20号〕、一部改正〔平成29年規則29号・令和3年61号〕
様式第6号の3（第3条の2関係）
山形市指令 第 号

開 発 行 為 協 議 成 立 通 知 書

協議者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に協議のあった開発行為の施行（受付番号第 号）については、次の条件を付して協議が成立したので、山形市開発行為の規制等に関する規則第3条の2第4項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

（協議成立番号 第 号）

記

- 1 開発区域
- 2 面積・用途
- 3 区域・地区
- 4 協議の条件

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条及び都市計画法第50条の規定に基づき、山形市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

追加〔平成29年規則29号〕
様式第6号の4（第3条の2関係）
山形市指令 第 号

開 発 行 為 協 議 不 成 立 通 知 書

協議者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に協議のあった開発行為（受付番号第 号）については、次の理由により協議が成立しなかったので、山形市開発行為の規制等に関する規則第3条の2第4項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

記

不成立の理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条及び都市計画法第50条の規定に基づき、山形市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

追加〔平成29年規則29号〕

様式第7号（第4条関係）

開 発 行 為 変 更 許 可 申 請 書

都市計画法第35条の2第1項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。 年 月 日 （宛先）山形市長 申請者 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名		※ 手数料欄	
変 更 の 概 要	変 更 事 項 等	変 更 前	変 更 後
	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途		
	4 工事施行者の住所及び氏名		
	5 自己の住居又は業務の用に供するもの、その他のものの別		
	6 法第34条の該当号及び該当する理由		
	7 そ の 他 必 要 な 事 項		
開発許可年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由			
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件			
※ 変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号	

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること（「その他必要な事項」を除く。）。
- 3 「2 開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
- 4 「6 法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「7 その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

全部改正〔平成29年規則29号〕、一部改正〔令和3年規則61号〕

様式第7号の2（第4条関係）

山形市指令 第 号

開 発 行 為 変 更 許 可 通 知 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった開発行為の変更（受付番号第 号）については、次の条件を付して許可したので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

（許可番号 第 号）

記

1 開発許可の概要

- （1）開発許可年月日・番号 年 月 日 第 号
- （2）申請地
- （3）面積・用途
- （4）区域・地区

2 変更の内容

3 変更許可の条件

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条及び都市計画法第50条の規定に基づき、山形市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

全部改正〔平成29年規則29号〕

様式第7号の3（第4条の2関係）

開 発 行 為 変 更 協 議 書

年 月 日

（宛先）山形市長

協議者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定により、開発行為の変更について協議します。

変更の概要	変 更 事 項 等	変 更 前	変 更 後
	1 開発区域に含まれる地域の名称		
	2 開発区域の面積	平方メートル	平方メートル
	3 予定建築物等の用途		
	4 工事施行者の住所及び氏名		
	5 自己の居住又は業務の用に供するもの、その他のものの別		
	6 法第34条の該当号及び該当する理由		
	7 その他必要な事項		
開発協議成立年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変 更 の 理 由			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日	
※受 付 番 号		年 月 日 第 号	
※変更協議成立に付した条件			
※変更協議成立年月日及び番号		年 月 日 第 号	

備考

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 「開発行為の変更の概要」は、変更に係る事項に該当するもののみ変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること（「その他必要な事項」を除く。）。
- 「2開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載すること。
- 「6法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、協議に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記入すること。
- 「7その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。

開 発 行 為 変 更 協 議 成 立 通 知 書

協議者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に協議のあった開発行為の変更（受付番号第 号）については、次の条件を付して協議が成立したので、都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第35条第2項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

条 件		
開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	開発区域に含まれる地域の名称	
	開 発 区 域 の 面 積	
	予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	工 事 施 行 者	住 所 氏 名
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	自己の居住又は業務の用に供するもの、その他のものの別	
	法 第 3 4 条 の 該 当 号 数	号 該 当
	そ の 他 必 要 な 事 項	

工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

都市計画法に基づく開発行為について、下記のとおり工事に着手したので届け出ます。

記

開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
開発許可に含まれる地域の名称		
工 事 着 手 年 月 日		年 月 日
工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日
工事施行者	住 所	(電話)
	氏名又は名称	
現場管理者	住 所	(電話)
	氏 名	
※ 受 付 及 び 処 理 欄		

（注）※印欄は、記入しないこと。
追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号・令和3年61

号]

様式第9号（第6条関係）

← 80センチメートル →	
開 発 行 為 許 可 標 識	
開 発 許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
開発許可を受けた者の住所、氏名又は名称	
設 計 者 住 所 、 氏 名	
工 事 施 行 者 住 所 、 氏 名 又 は 名 称	
現 場 管 理 者 住 所 、 氏 名	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

60
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

都市計画法第35条の2第3項（山形市開発行為の規制等に関する規則第7条第1項）
の規定により、開発行為に関する変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

3 開発許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第11号（第9条関係）

工 事 完 了 公 告 前 建 築 等 承 認 申 請 書

都市計画法第37条ただし書の規定により、建築物（特定工作物）の建築（建設）の承認を申請します。

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

許 可 番 号	
建 築 物 等 の 敷 地 の 所 在	
建 築 物 等 の 敷 地 の 面 積	平方メートル
建 築 物 等 の 用 途	
建 築 物 等 の 構 造	
建 築 物 等 の 種 別	
工 期	
申 請 の 理 由	
※ 受 付 番 号	
※ 承 認 番 号	

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「建築物等の構造」の欄は、木造、鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等の別及び階数を記載すること。

3 「建築物等の種別」の欄は、新築、改築、増築、移転等の別を記載すること。

4 次の図書を添付すること。

(1)位置図（1/25,000以上）、区域図（1/2,500以上）、土地利用計画図（1/1,000以上）、公図写し

(2)建築物の場合は、配置図、各階別平面図、断面図、立面図（いずれも建築確認申請時と同じもの）、工作物の場合は、敷地位置図、構造図

(3)建築工事と宅地造成工事を切り離して施行することが不適当であることが申請理由である場合は、造成計画断面図（予定建築物の基礎構造を図示すること）、建築基準法施行規則第1条の3第1項第5号の1の表に掲げる基礎伏図

(4)開発者が国、地方公共団体又は地方公共団体が設立した土地開発公社等の場合は、現場の現況写真、当該開発行為に伴って整備される道路の管理予定者の承諾書（管理予定者と開発者が同一の場合は添付不要）、仮設防災計画図（流末排水が未完成の場合等、仮設防災計画が必要な場合のみ添付のこと）

工 事 完 了 公 告 前 建 築 等 承 認 通 知 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった建築等（受付番号 号）については、次の条件を付して承認したので、山形市開発行為の規制等に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

承認の条件	
開発許可年月日及び番号	
建築物又は特定工作物の 敷地の所在地及び面積	
予定建築物等の用途	
予定建築物等の棟数及び戸数	

追加〔平成29年規則29号〕、一部改正〔令和3年規則61号〕

様式第12号（第10条関係）

開発行為の廃止に係る措置説明書

廃止の理由	
廃止時における工事の進捗状況	
廃止後の土地の防災措置等	

開発区域内の関係権利者に係る措置	関係権利者の氏名又は名称	権利に係る土地の所在及び面積	権利の内容	廃止後の措置
その他の				

（注）「廃止時における工事の進捗状況」の欄には、工事の種別ごとにその割合を記入すること。

開発行為の中止
再開届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

下記のとおり開発行為を中止再開したので、山形市開発行為の規制等に関する規則第10条第2項の規定により届け出ます。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の中止（再開）に係る地域の名称	
開発行為の中止（再開）に係る地域の面積	
中 止（再開）年 月 日	年 月 日
中 止（再開）の 理 由	
中 止（再開）時 の 工 事 の 状 況	
同意者に対する中止（再開）通知の状況	
公共施設の機能の回復等の具体的計画	

（注）「中止（再開）時の工事の状況」の欄には、工事の状況を示した図面に防災計画をあわせて記入すること。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第14号（第11条関係）

市街化調整区域内における建築物の特例許可申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、下記の建築物の建築の許可を申請します。

記

開発許可を受けた者の氏名又は名称						
開発許可年月日 及び番号	年 月 日 第 号					
建築物に係る土地の所在						
主 要 用 途			工事種別			
	申請部分	申請以外の部分	合 計	構 造 及 び 高 さ	軸 組	
敷 地 面 積					外 壁	
建 築 面 積					屋 根	
延 べ 面 積					最高の軒の高さ	
建築面積／敷地面積					最高の高さ	

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第14号の2（第11条関係）
山形市指令 第 号

市街化調整区域内における建築物の特例許可通知書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった建築の施行（受付番号第 号）については、次の条件を付して許可したので通知します。

年 月 日

山形市長

条 件	
開 発 許 可 番 号	年 月 日 第 号
定められた制限の内容	
建 築 物 の 用 途	
建築物を建築しようとする土地の所在地	山形市
受けようとする許可の具体的内容	

追加〔平成29年規則29号〕

様式第15号（第12条関係）

予定建築物等以外の建築等許可申請書

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の 建築物(第1種特定工作物)の $\left[\begin{array}{c} \text{新築(新設)} \\ \text{改 築} \\ \text{用途の変更} \end{array} \right]$ の許可を申請します。 年 月 日 (宛先) 山形市長 申請者 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名		※ 手数料欄
開発許可の概要	1 開発許可を受けた者の氏名又は名称	
	2 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第
	3 当該土地の所在地目、地番及び面積	
	4 予定建築物等の用途	
5	建築(建設)しようとする建築物(工作物)又は用途変更後の建築物の用途	
6	都市計画法第42条第1項ただし書の許可に係る審査基準に該当するかの記載及びその理由	
7	その他の必要な事項	
※ 受 付 番 号		
※ 承 認 番 号		

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 建築理由書を添付すること。

3 位置図(1/25,000以上)、区域図(1/2,500以上)、土地利用計画図(1/1,000以上)、公図写し、排水施設設計平面図を添付すること。

予 定 建 築 物 等 以 外 の 建 築 等 許 可 通 知 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった建築物(第1種特定工作物)の新築・改築・用途の変更
の施行（受付番号第 号）については、次の条件を付して許可したので、山形市開発行
為の規制等に関する規則第12条第2項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

（許可番号 第 号）

記

- 1 申 請 地
- 2 面積・用途
- 3 区域・地区
- 4 許可の条件

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、行政不服審査法第2条及び都市計画法第50条の規定に基づき、山形市開発
審査会に対して審査請求をすることができます。

全部改正〔平成29年規則29号〕

様式第15号の3（第12条の2関係）

予定建築物等以外の建築等協議書

都市計画法第42条第2項の規定により、予定建築物等以外の建築物（第1種特定工作物）の

〔 新築（新設）
改 築
用途の変更 〕 について協議します。

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

開発許可の概要	1	開発許可を受けた者の氏名又は名称	
	2	開発許可年月日及び番号	年 月 日 第
	3	当該土地の所在地目、地番及び面積	
	4	予定建築物等の用途	
5	建築（建設）しようとする建築物（工作物）又は用途変更後の建築物の用途		
6	都市計画法第42条第1項ただし書の許可に係る審査基準に該当するかの記載及びその理由		
7	その他の必要な事項		
※ 受 付 番 号			
※ 承 認 番 号			

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
2 建築理由書を添付すること。
3 位置図（1/25,000以上）、区域図（1/2,500以上）、土地利用計画図（1/1,000以上）、公図写し、排水施設設計平面図を添付すること。

予 定 建 築 物 等 以 外 の 建 築 等 協 議 成 立 通 知 書

協議者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に協議のあった建築物（第1種特定工作物）の新築・改築・用途変更の施行
（受付番号第 号）については、次の条件を付して協議が成立したので、山形市開発行為の規制
等に関する規則第12条の2第3項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

条 件	
開発行為の協議成立番号	年 月 日 第 号
予 定 建 築 物 等 の 用 途	
土 地 の 所 在 地	
変更後の建築物等の用途	
都市計画法第42条第1項ただし書の許可に係る審査基準に該当するかの記載及びその理由	

建 築 行 為 許 可 通 知 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった建築物（第1種特定工作物）の新築・改築・用途の変更の施行（受付番号第 号）については、次の条件を付して許可したので、山形市開発行為の規制等に関する規則第13条第4項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

（許可番号第 号）

記

- 1 申 請 地
- 2 面積・用途
- 3 区域・地区
- 4 許可の条件

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条及び都市計画法第50条の規定に基づき、山形市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

建 築 行 為 不 許 可 通 知 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった建築物（第1種特定工作物）の新築・改築・用途の変更（受付番号第 号）については、次の理由により不許可としましたので、山形市開発行為の規制等に関する規則第13条第4項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

記

不許可の理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第2条及び都市計画法第50条の規定に基づき、山形市開発審査会に対して審査請求をすることができます。

追加〔平成29年規則29号〕

様式第15号の7（第13条の2関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議書

都市計画法第43条第3項の規定により、 建 築 物 第1種特定工作物 の 新 設 改 築 用途の変更 新 設 について協議します。	
年 月 日	
(宛先) 山形市長	
協議者 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名	
1 建築物を改築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第1種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	
2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4 改築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第1種特定工作物が都市計画法第34条第1号から第10号まで又は都市計画施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれかの建築物又は第1種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	
5 その他必要な事項	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 協議成立に付した条件	
※ 協議成立番号	年 月 日 第 号

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 「5その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設をすることについて、他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

山形市指令 第 号

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の
新設協議成立通知書

協議者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に協議のあった建築物（第1種特定工作物）の新築・改築・用途の変更（受付番号第 号）については、次の条件を付して協議が成立しましたので、山形市開発行為の規制等に関する規則第13条の2第4項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

[illegible]

※ この協議の成立のほか、建築基準法による計画通知が必要です。

追加〔平成29年規則29号〕

様式第16号（第14条関係）

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

都市計画法第44条の規定により下記のとおり許可に基づく地位を承継したので届け出ます。

記

開発許可の概要	1 開発許可を受けた者の氏名又は名称	
	2 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	3 開発許可を受けた地域の名称	
4 被承継人の住所及び氏名又は名称		
5 承 継 年 月 日		年 月 日
6 承 継 の 理 由		
※ 受 付 欄		

（注）※印欄は、記入しないこと。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第17号（第15条関係）

開発許可地位承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 山形市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

都市計画法第45条の規定により、下記について地位の承継の承認を申請します。

記

開発許可の概要	1 開発許可を受けた者の氏名 又 は 名 称	
	2 開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
	3 開発区域に含まれる地域の名称	
4 被承継人の住所及び氏名又は名称		
5 権原を取得した年月日		年 月 日
6 取得した権原の内容		
※ 受 付 欄		

(注) ※印欄は、記入しないこと。

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第17号の2（第15条関係）
山形市指令 第 号

開 発 許 可 地 位 承 継 承 認 通 知 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった開発許可を受けた地位の承継（受付番号第 号）については、次の条件を付して承認しましたので、山形市開発行為の規制等に関する規則第15条第2項の規定により通知します。

年 月 日

山形市長

条件

開 発 登 録 簿

受 付 工 事 着 手	年 月 日	開 発 許 可	年 月 日	（開 発 行 証 為） 検 査 済 証	年 月 日	設 に 関 する 工 事） 検 査 済 証（公 共 施 設	年 月 日
	第 号		第 号		第 号		第 号
	年 月 日		第 号				
	第 号		指 令 第 号				
開 発 許 可 を 受 け た 者	住所			予 定 建 築 物 の 用 途		公 共 施 設 の 種 類	
	氏名又は名称						
地 位 の 継 承 者	住所			公 共 施 設 の 種 類		公 共 施 設 の 区 域	
	氏名又は名称						
	承認 年 月 日 第 号						
開発区域に含まれる地域の名称及び面積				面積 平方メートル			
法第41条第1項の規定による制限の内容							
法第41条第2項ただし書の規定による許可							
法第42条第1項ただし書の規定による許可							
法第42条第2項の規定による協議							
摘				要			

（注）省令第16条第4項の表に掲げる土地利用計画図を添付すること。

開発登録簿の写しの交付請求書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

都市計画法第47条第5項の規定により、下記について開発登録簿の写しの交付を申請
します。

記

1 開発許可申請者 住 所
氏名又は名称

2 開 発 許 可 年 月 日 第 号
（指令第 号）

3 開発区域に含まれる地域の名称

4 交付枚数 _____枚

追加〔平成13年規則34号〕、一部改正〔平成19年規則52号・24年20号・29年29号・令和3年61号〕

様式第20号（第18条関係）

開 発 行 為 等 適 合 証 明 申 請 書

次の工事の計画について、都市計画法施行規則第60条の規定により都市計画法

☐ 第29条第1項・第2項
☐ 第35条の2第1項
☐ 第41条第2項
☐ 第42条
☐ 第43条第1項

に適合することの証明を申請します。

年 月 日

(宛先) 山形市長

申請者 住 所
 氏名又は名称
 及び代表者氏名

申請場所	山形市				
	地目() 地積(実測) (m ²)				
区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外 用途地域()				
土地の利用目的					
建築計画の概要	建築の構造	造 高さ m 棟 戸			
	建物の面積	建築面積 m ²	延べ床面積 m ²		
	工事の種類	☐ 新築(新設)	☐ 増築	☐ 改築	☐ その他
開発(建築)行為の許可状況	開発(建築)許可	年	月	日	第 号
	変更許可	年	月	日	第 号
	完了公告	年	月	日	第 号
証明の使用目的	☐ 建築確認申請 ☐ 道路位置指定申請 ☐ 優良住宅申請 ☐ その他				
※調査結果	1 該当事項 ☐ 開発行為なし ☐ 都市計画法適合 (法第 条第 項 号該当)				
	2 調査事項 ☐ 現地調査 ☐ 誓約書(対象地番) ☐ その他()				
※受付番号	年 月 日 第 号				
※備考					

備考 ※印のある欄は、記載しないこと。

開 発 行 為 等 適 合 証 明 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった次の工事の計画（受付番号第 号）については、

都市計画法 $\left[\begin{array}{l} \text{第29条第1項・第2項} \\ \text{第35条の2第1項} \\ \text{第41条第2項} \\ \text{第42条} \\ \text{第43条第1項} \end{array} \right]$ に適合することを証明します。

年 月 日

山形市長

申請場所	山形市				
	地目（ ） 地積（実測）（ m ² ）				
区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外				
	用途地域（ ）				
土地の利用目的					
建築計画の概要	建築の構造	造 高さ m 棟 戸			
	建物の面積	建築面積 m ²	延べ床面積 m ²		
	工事の種類	☐ 新築（新設）	☐ 増築	☐ 改築	☐ その他
開発（建築）行為の許可状況	開発（建築）許可	年	月	日	第 号
	変更許可	年	月	日	第 号
	完了公告	年	月	日	第 号
備考					

追加〔平成29年規則29号〕

様式第20号の3（第18条の2関係）

開 発 行 為 等 非 該 当 証 明 申 請 書

次の工事の計画について、都市計画法

（ 第29条第1項・第2項
第42条
第43条第1項 ）

の許可を要しないことを証明願います。

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

申請場所	山形市				
	地目（ ） 地積（実測）（ m ² ）				
区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外 用途地域（ ）				
土地の利用目的					
既存の建築物の概要	建築の構造	造	高さ	m	棟 戸
	建物の面積	建築面積	m ²	延べ床面積	m ²
建築計画の概要	建築の構造	造	高さ	m	棟 戸
	建物の面積	建築面積	m ²	延べ床面積	m ²
	工事の種類	☐ 新築（新設） ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ その他			
開発（建築）行為の許可状況	開発（建築）許可	年	月	日	第 号
	変更許可	年	月	日	第 号
	完了公告	年	月	日	第 号
証明の使用目的	☐ 建築確認申請 ☐ 道路位置指定申請 ☐ 優良住宅申請 ☐ その他				
※調査結果	1 該当事項 ☐ 開発行為なし ☐ 都市計画法適合（法第 条第 項 号該当）				
	2 調査事項 ☐ 現地調査 ☐ 誓約書（対象地番 ） ☐ その他（ ）				
※受付番号	年 月 日 第 号				
※備考					

備考 ※印のある欄は、記載しないこと。

開 発 行 為 等 非 該 当 証 明 書

申請者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日に申請のあった次の工事の計画（受付番号第 号）については、

都市計画法 $\left(\begin{array}{l} \text{第29条第1項・第2項} \\ \text{第42条} \\ \text{第43条第1項} \end{array} \right)$ の許可を要しないことを証明します。

年 月 日

山形市長

申請場所	山形市			
	地目（ ） 地積（実測）（ m ² ）			
区域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 都市計画区域外			
	用途地域（ ）			
土地の利用目的				
既存の建築物の概要	建築の構造	造 高さ m 棟 戸		
	建物の面積	建築面積 m ²	延べ床面積 m ²	
建築計画の概要	建築の構造	造 高さ m 棟 戸		
	建物の面積	建築面積 m ²	延べ床面積 m ²	
	工事の種類	☐ 新築（新設） ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ その他		
開発（建築）行為の許可状況	開発（建築）許可	年 月 日	第 号	
	変更許可	年 月 日	第 号	
	完了公告	年 月 日	第 号	
備考				

（表）

8.5センチメートル

年 月 日交付 第 号（有効期間1年）

職 名	氏 名	生 年 月 日

開発行為に伴う土地、当該土地に係る物件等

立 入 検 査 証

山形市長 印

6センチメートル

（裏）

都市計画法抜すい

第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。